

試験問題

事業者名:

役職:

氏名:

【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1.	「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。	○	道路運送法 第 2条
2.	一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。	×	道路運送法 第 7条
3.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。	×	道路運送法 第 9条の2
4.	一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	○	道路運送法 第 11条
5.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。	×	道路運送法 第 14条
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。	○	道路運送法 第 16条
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	×	道路運送法 第 20条
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。	○	道路運送法 第 22条

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとの配置車両が十両を超えた場合のみ、安全統括管理者を選任しなければならない。	×	道路運送法 第 22条の2
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。	○	道路運送法 第 30条
11.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。	×	道路運送法 第 33条
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。	×	道路運送法 第 36条
13.	一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○	道路運送法 第 38条
14.	一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。	×	道路運送法 第 95条
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。	×	道路運送法施行規則 第 4条
16.	一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。	○	道路運送法施行規則 第 25条
17.	道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されているが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 2条
18.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 7条の2

19.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 18条
20.	死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○	自動車事故報告規則 第 4条
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について 第 24条
22.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 26条
23.	運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の開始の日から一年間保存しなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 28条の2
24.	旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 36条
25.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保管しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 37条
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 47条の7
28.	旅客自動車運送事業の整備管理者は、事業用自動車の運転者等に対し、旅客自動車 運送事業運輸規則第二十四条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。	×	旅客自動車運送事業運輸規則 第 48条

29.	一般貸切旅客自動車運送事業の車掌は、事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。	○	旅客自動車運送事業運輸規則 第 51 条
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。	×	自動車事故報告規則 第 3 条
31.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、原則、旅客は乗車券を所持せずに乗車できない。	○	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 第 8 条
32.	乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。	○	道路運送車両法 第 50 条
33.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間に付き3回が限度である。	×	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5 条
34.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 第 5 条
35.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的としている。	×	輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

36. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

ア. 二 イ. 三 ウ. 五 エ. 六 オ. 十

ウ

道路運送法第8条

37. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の()を旅客に見やすいように表示しなければならない。

ア. 営業区域 イ. 自動車登録番号 ウ. 許可(免許)番号

イ

運輸規則第42条

38. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

イ

運輸規則68条

【筆記問題】

()にあてはまる語句を記入して下さい。

39. 自動車運送事業の用に供する自動車は()ごとに定期点検整備をしなければならない。

三ヶ月

道路運送車両法48条

40. 初任運転者以外の者であって、直近1年間に当該一般貸切旅客自動車運送事業者において運転の経験(実技の指導を受けた経験を含む。)のある貸切バスより大型の車種区分の貸切バスに乗務しようとする運転者を()という。

準初任運転者

旅客自動車運送事業者
が事業用自動車の運転
者に対して行う指導及び
監督の指針第二章